

第1部

景観まちづくりの考え方

第1章 千代田区の景観まちづくりの考え方

1. 1. 景観まちづくり計画の目的

千代田区の景観は、東京のみならず、日本を代表する重要な景観であり、長い歴史に育まれた個性的な界限で形成されています。景観を保全創出するのは、地域を構成する人々の営みの集積です。景観は個々の敷地の中での建築意匠論でなく、地域の歴史や街並みのつながりという地域のコンセンサスの中で、敷地を越えリレーのようにつながり、まちづくりとして形成されるべきものです。

1.1.1. 「景観」とは

- 景観法において「景観」という言葉は定義されていません。これは、景観の持つ意味が地域性や文化的背景によって異なるためです。
しかし、一般に景観とは、建築物や道路、街路樹、公園、河川、屋外広告物等の人工的又は自然的要素からつくられる一連の表面的な眺めを意味します。また、この表面的な眺めのなかには、目に見えない歴史的、文化的な文脈や意味合いも内在しています。良いと思う景観の質は、言葉ではある程度表現できますが、これらを定量的なものに置き換えることは難しいものです。
- 大事にしたい「まちの環境」や「場所の個性」が、地域のコンセンサスとして人々に共有され、これが地域の景観方針や基準となって、さらに良好な街並み形成になることが期待できます。一方で、地域それぞれは単独で存在するのではなく、連続しているため、地域区分を超えた連携や中・遠景への配慮、景観まちづくりに係る活動を拡大することなども必要です。

1.1.2. 景観まちづくり計画の目的

- 千代田区の景観は、歴史に支えられた個性的な界限で構成され、東京のみならず、日本を代表する景観を形成しています。また、経済活動の中心であるため、建築需要も旺盛であり、機能更新が進んでいます。
- 建築行為等は個々の建築や敷地の資産価値を上げるだけでなく、地域全体の資産価値形成にも大きく影響します。個々の建築行為等が地域の歴史や街並みのつながりを意識しながら行うことが求められます。
- 個々の建築行為等の積み重ねから、地域で大事にしたい「都市環境の質」や「まちの個性」が意識され、これが地域のコンセンサスとして共有されていくことで、景観形成の方針や基準が整理されていきます。
- 「景観まちづくり」は、個々の建築行為等が敷地を越えリレーのようにつながり街並みが形成されること、地域の景観資源を評価し、まちの魅力向上につながるよう保全活用していくこと、地域の中に蓄積されるデザインのバトンを地域の景観形成ルールとして言語化していくこと、これらの積み重ねで、風格ある都心景観の創造を図り、生き活きた地域生活の向上、持続可能な地域繁栄、地域社会の健全な発展を目指します。

1. 2. これまでの景観まちづくりの評価と課題

区では、1998（平成 10）年に「千代田区景観まちづくり条例」を制定し、事業者等との対話と協働のもと、個々の建築行為等を対象に、「景観まちづくり協議・届出制度」を実施し、良好な景観形成に取り組んできました。しかしながら、いくつかの課題もありました。

1.2.1. 建築活動の変化

- これまでの建築活動を振り返ると、バブル後の一時期に停滞したものの、経済的価値の高い地域や、まとまりのある宅地では積極的な更新が図られてきました。この結果、大規模建築物（敷地面積 500 m²以上又は延床面積 3,000 m²以上の建築物）の建築等が進む一方で、神田地域では住宅誘導の各種施策により、マンションが多く建築されました。
- 再開発が進む中で、エリアの活性化を目的とした、エリアマネジメントの仕組みなどが普及してきました。また、物流のあり方の変容などの社会背景から既存の間屋街等の衰退が進んできました。まちなかの生活の息づかいは、セキュリティの行き届いた建築物からは見えにくくなってしまいました。
- また、建築確認では民間開放が進みました。このような状況のもと、平成 16 年に景観法が制定され、さらに、千代田区にあっては、千代田区都市計画マスタープランを踏まえ、地区計画が多くの地域で指定されています。

1.2.2. 景観まちづくり協議

- 景観まちづくり協議・届出制度では、「都市環境の質」や「場所の個性」を高める視点から、環境の質を表現する「キーワード（次頁参照）」を使い、言葉の積み重ねによって、目標とする景観形成を具体化する手法により検討を行ってきました。
- キーワードを使つての景観まちづくり協議では、申請者にとって使いやすいものが多く用いられたり、敷地内での計画に終始し、周辺との関係で建築計画に協議が十分に反映されない場合もありました。
- 大規模建築物等の景観まちづくり協議では、計画段階から景観への配慮を求めするため、都市計画制度を運用する部局と早い時期からの連携が必要となっています。

1.2.3. 景観資源の保全・活用

- これまで、地域での景観資源の保全に向けて、景観まちづくり上、重要である建造物を景観まちづくり重要物件として指定し、修繕費用の助成等の支援を行ってきました。

1.2.4. 地域のルール策定

- 2002（平成 14 年）度に美観地区を中心とする詳細な誘導基準として「美観地区ガイドプラン」を策定しました。

1.2.5. 景観まちづくり審議会

- 景観まちづくり審議会は、公開性が高く運用面で評価されています。また、審議会で景観上重要な物件について、設計のコンセプトや景観的配慮についての説明を行っている点も公開性が高く、評価されています。

＜参考＞景観形成マニュアルの「キーワード」について

- 景観形成方針・基準を補完するツールとして、配慮事項や設計時の手がかりを示した「景観形成マニュアル」があります。これは、千代田区の『都市環境の質』と『まちの個性』をあらわす50の言葉（キーワード）を用意したものです。
- この「キーワード」は、千代田区全域に共通する言葉として抽出・精査されたものです。「キーワード」があらわす質や個性は、千代田区が進める景観まちづくりの基礎となるものであり、事業者と行政の景観まちづくり協議の共通の言語として活用されることを意図しています。
- 事業者はキーワードをつづり合わせることによって地域で維持・育成すべき環境の魅力を文章化し、このつづり合わされた文章に沿って建築等を計画することになります。
- 「キーワード」は、できるだけ普遍的なものであることが望ましいのですが、永遠に不変で固定的なものではありません。「キーワード」は、それぞれの地区や界隈の固有な特性によって、新しい言葉が発掘され、書き換えられ、創造的な意味のつながりが生まれてくることが望ましく、具体的な対話や繰り返し行われる精査の中で、差し替えられ、更新されていくものです。
- 「キーワード」が、現場で繰り返される精査と更新の積み重ねの中で、地域の生活や活動と直接結び付いた現実性のあるまちのコンセンサスとして定着し、地域の景観形成方針や基準となることを意図しています。
- 景観形成マニュアルは、景観形成マスタープランに定める5つの基本方針を活かすため、「都市環境の質」と「まちの個性」を表す言葉として、各方針ごとに10のキーワードで表現し、それをまとめたキーワード集です。

基本方針① 江戸から引き継がれたまちの歴史的構造を活かす	基本方針② 江戸ー東京の歴史を伝える水辺と緑の自然を活かす	基本方針③ 山の手と下町に展開するまちの個性を活かす	基本方針④ 都心に生きる人々に活気とやさしさを与える	基本方針⑤ 首都としての風格ある都心の美しさを創出する
歴史を刻む場所	育まれた自然	多様な界限	豊かなコミュニティーと繁栄	首都の風格
<ul style="list-style-type: none"> ・『心』のより所 ・眺めの映える場所 ・年輪を重ねた樹 ・敷地の履歴 ・壁の表情 ・見切りのデザイン ・語りかける細部 ・ふさわしい材料 ・人を育む場所 ・先端性の蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の環（わ） ・水に触れる場所 ・敷地の特性 ・広場から広場 ・つながる緑 ・見え隠れの庭 ・屋上の庭 ・あいだの緑 ・身近な花 ・子供の笑い声 	<ul style="list-style-type: none"> ・モザイク状の町 ・プロムナード ・あいだにある住宅 ・世帯の混合 ・間口の分節 ・活きた路地 ・目立たない設備 ・見えない駐車場 ・建物を活かす ・広告物 ・表と奥の表情 	<ul style="list-style-type: none"> ・向こう三軒両隣 ・歩行路のネットワーク ・交流の場所 ・人の気配 ・陽のあたる場所 ・小さな人だまり ・座れる場所 ・お年寄り ・夜のにぎわい ・祭りの場 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の門 ・通りの性格 ・中心となる広場 ・目標となる建造物 ・高さの分節 ・建物の縁（ふち） ・門・玄関 ・柱の雰囲気 ・ふさわしい色彩 ・『都』の魅力

1. 3. 景観まちづくり計画の策定方針

これまでの「事業者等との対話と協働」を基本とする景観まちづくりの成果や地域特性を踏まえ、景観まちづくり協議システムの充実を図るとともに、景観法に基づく各種制度を活用しながら実効性の高い計画を策定します。

1.3.1. 過去の実績を踏まえた景観形成方針・基準の策定

- これまでにストックされた景観まちづくり協議・届出制度の結果をもとに、地域の景観まちづくりのコンセンサスを構築し、詳細な方針・基準の作成へと展開していきます。
「方針・基準の策定」、「景観まちづくり協議の実施」、「景観まちづくり協議・届出結果の評価」、「方針・基準への反映」といった運用システムを構築します。
- 各地域の土地利用の実態に即した景観形成方針・基準を策定していきます。
また、共通の事項はできるだけ客観的にわかるよう表現していきます。

1.3.2. 事業手法を踏まえた景観まちづくり協議手法の構築

- 建築物の設計においては、外壁の素材等の詳細デザインは近年、早い時期に方向付けがされるケースが多くなっています。都市計画制度等の許認可等を伴う事業については、許認可等の申請前に景観まちづくり協議を実施していきます（90 頁参照）。
- 地域のまちづくり団体等と連携を図り、多様な地域ルールを景観まちづくり協議に活かしていける協議手法を構築していきます（96 頁参照）。
- 景観アドバイザー制度を発展させ、個別の建築計画での誘導、景観まちづくり重要物件の保全・活用に対する支援を行う体制を整備します。

1.3.3. 景観資源保全活用方策の充実

- 地域における景観まちづくり重要物件の保全・活用手法を定め、周辺での建築行為等の誘導を図ります。
- これまで活用してきた景観まちづくり重要物件制度に加え、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の制度を活用し、景観資源の保全・活用を図ります。
- 公共施設の管理者と連携し、公共施設整備と一体となった景観まちづくりを進めていきます。また、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行います。

1.3.4. 地域主体の景観まちづくり手法の充実

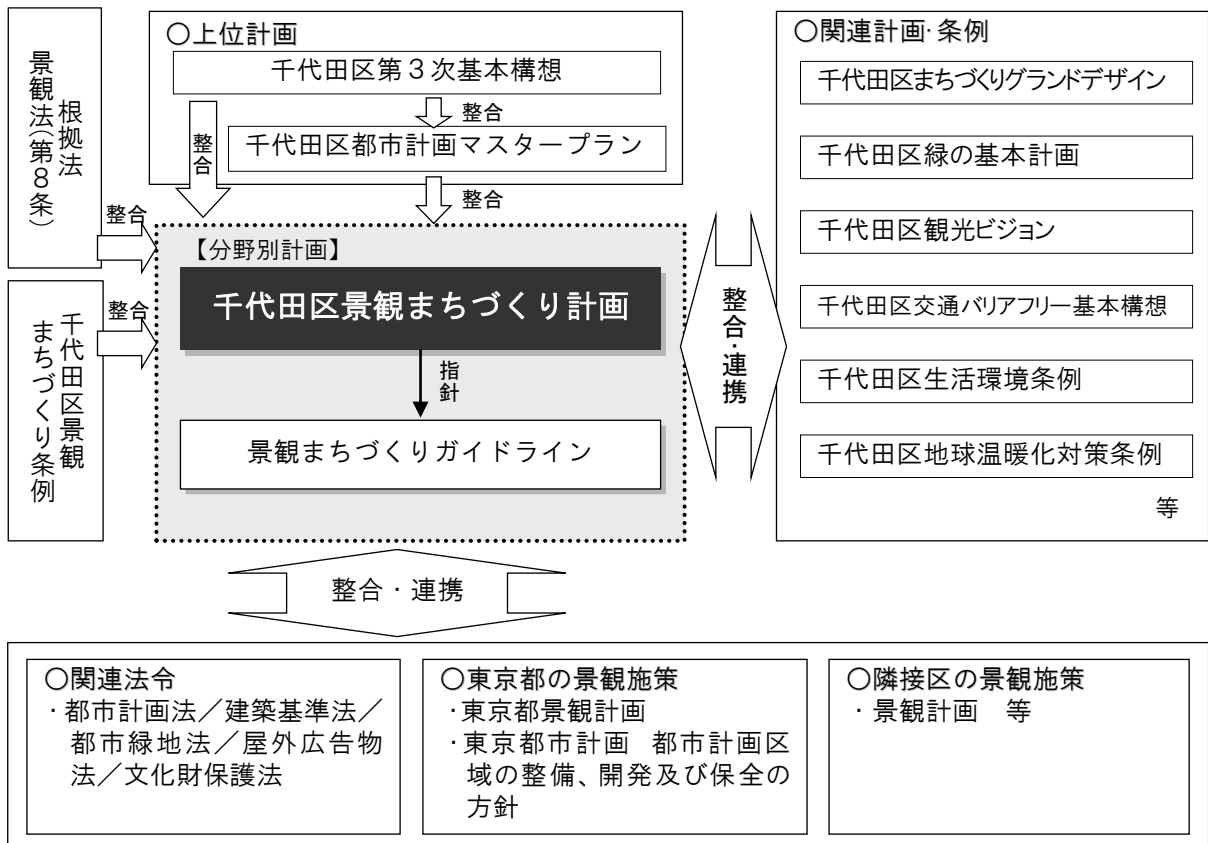
- 住民発意による景観ルール策定を支援していきます。また、景観アドバイザーの充実等、積極的に支援システムの構築を図ります。
- 地域のまちづくり協議会と連携し、法的拘束力の強い地区計画、景観地区など、多様な手法を活用していきます。

1. 4. 景観まちづくり計画の位置づけ

本計画は、1998（平成10）年に策定された「千代田区景観形成マスタープラン」を見直したものであるとともに、景観法第8条に基づく景観計画に位置づけられるものです。

また、東京都景観計画や、区における各種行政計画との整合を図るとともに、隣接区の景観計画との連携に配慮する計画です。

- 本計画は、「景観基本計画（千代田区景観形成マスタープラン）」を見直したものであり、景観法第8条に基づく景観計画に位置づけられるものです。
 - 千代田区の景観まちづくりの目標像とその実現方策を示すものであり、また、東京都景観計画に示された景観形成の基本的な考え方や施策を踏まえながら、区独自の景観まちづくり施策を盛り込んだものです。
- さらに、「都市環境の質」や「まちの個性」の向上に資する区の各種行政計画との整合を図るとともに、隣接区の景観計画との連携に配慮するものです。



1. 5. 景観まちづくりを担う各主体の役割

千代田区の景観まちづくりは、区民・土地所有者等・企業・行政の各自が景観形成の担い手であるという自覚を持つことにより展開していきます。景観まちづくり計画の実現に向けて、各主体が協働することにより良好な景観形成を進めていきます。

1.5.1. 千代田区の役割

①まちづくりの原則を明示していく

- 個別の建築行為等や生業の経営など、生活を良くしようとする個別の営みが、美しい街並みづくりにつながるような道筋を明示します。

②景観まちづくりを誘導する共通の言葉を用意していく

- 共感を生むための街並みづくりの素材として、共通の言葉を用意し、その言葉をもとに、景観まちづくりの対話の場を設定します。

③景観まちづくりの仕組みを整備していく

- さまざまな立場の人々の主体的な参加と、協力による景観まちづくりを推進する体制を整備します。

④地域から広域的連携へ

- 地域を越えた眺望景観の保全や、区境における良好な景観形成を図るためには、隣接区など関係自治体との連携が必要となります。そのため、必要に応じて「(仮称) 広域景観協議会」を設置し、隣接区とともに景観まちづくりガイドラインの策定や景観地区を指定するなど、関係自治体と連携を図りながら、広域的な景観形成を展開していきます。

1.5.2. 区民、事業者等の役割

①身近なところから、一緒に街並みを良くしていく景観づくり

- 所有、管理する自己の建築物が地域の景観に深い関わりを持つことを認識し、自ら進んで景観形成に努めます。

②個々の建築行為を通しての街並みづくりへの参加、提案

- 開発や建築にあたっては、地域との調和に配慮し、歴史を受け継ぐ豊かな個性を街並みづくりの中で創出します。

③区の景観形成事業への協力や意見等の表明

- 各々が期待される役割を果たしながら、景観をより良くするために協定等のルールづくりに取り組むなど、まちづくりへの提案を行います。

1. 6. 景観まちづくり計画の区域

(景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画の区域)

千代田区全域を「景観計画の区域」とします。

- 首都東京の中心にふさわしい都市景観を一体的に保全・創出するために、本計画が対象とする区域及び景観計画区域（景観法第8条第2項第1号で規定する景観計画の区域）は、千代田区の全域とします。

■景観まちづくり計画の対象区域



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30都市基交著第44号

第2章 景観まちづくりの目標

2. 1. 5つの目標

- 江戸—東京の中心地として歴史的に蓄積、継承されてきた象徴的で多様な空間を活かすとともに、千代田区に暮らし、訪れる人々に活力とやさしさを与える場所として育て、さらには世界に開かれた国際都市にふさわしい首都の美しさを守り育てることを通じて、風格ある都心景観を保全・創出するために5つの目標を設定します。

目標1 「江戸から引き継がれたまちの歴史的構造を活かす」

目標2 「江戸—東京の歴史を伝える水辺と緑の自然を守り、活かす」

目標3 「山の手と下町に展開する多様な境界の個性を活かす」

目標4 「都心に生きる人々に活気とやさしさを与える」

目標5 「首都として風格ある都心の美しさを創出する」

目標1 江戸から引き継がれたまちの歴史的構造を活かす

目標

- 千代田区は、江戸城を中心として、起伏ある地形を活かして計画的につくられてきた町割の上に、明治以降、先端的な都市づくりが積み重ねられてきました。現在の景観の骨格構造は、こうした先人たちが築き上げてきた歴史的な蓄積の中で培われてきたものであることから、多様な景観資源を活かし、優れた眺望景観を守り、育てることにより、骨格構造を際立たせるようにします。

都市の骨格（景観の基本構造）を際立たせる

- 皇居を中心に環状及び放射状に伸びる街路とその沿道の個性を際立たせる。主要な放射軸は「風の道（緑の軸）」として形成していく。
- 江戸城の御門及び見附空間の結節点としてのシンボル性及びゲート性を際立たせる。
- 歴史の積み重ねの中で形成されてきた界限ごとの個性を際立たせる。



桜田門



神保町古書店街

多様な景観資源を活かす

- ランドマークを保全、活用し、新たに創出する。
- ランドマークを望むアイストップ・ヴィスタ景を確保し、創出する。
- 都市の文脈として歴史的文化的資産を継承する。



国会議事堂



ニコライ堂

◇基本キーワード

『心』のより所／眺めの映える場所／年輪を重ねた樹／敷地の履歴／壁の表情／見切りのデザイン／語りかける細部／ふさわしい材料／人を育む場所／先端性の蓄積

景観特性

(骨格軸)

□ 幹線道路や濠、河川、並木道等は、景観の骨格軸として、千代田区の景観を特徴づける要素です。江戸期のまちの骨格を形成していたのは、江戸城を取り囲む水路と街路であり、これらは現在にも引き継がれ景観の骨格軸を形成しています。千代田区の骨格軸としては、皇居を取り巻く内濠の内環状軸、外濠や水路網の中心軸であった日本橋川、神田川といった外環状軸、皇居を核として放射状に伸びる骨格街路、区を南北方向に貫く南北軸、そして東西方向に貫く東西軸の5種類に大別されます。これらは、千代田区を代表する景観の基本構造を形成しています。

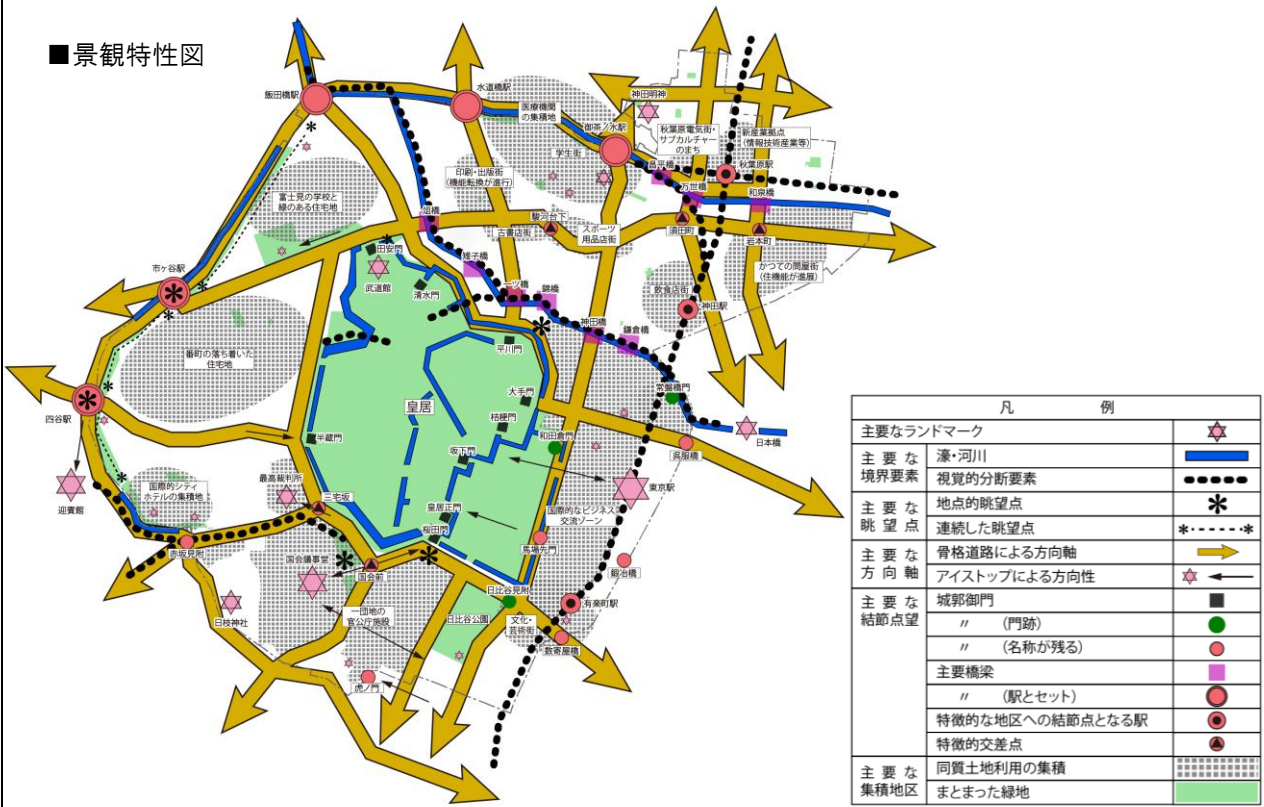
(特徴的な結節点)

□ 千代田区の景観を形づくる骨格軸、あるいは地域のまとまりの境界となる縁取りが交わる御門、交差点、橋梁や橋詰広場あるいは鉄道駅などに、特徴的な結節点が形成されています。人々の活動や交通の結節点となるこれらの場所では、それぞれの地域のゲートとなり、また、地域性を反映した人々の活動風景が見られます。

(景観資源)

□ 千代田区には、濠や河川沿い、高台、景観の骨格軸の交差点や結節点などに、東京駅、国会議事堂、ニコライ堂などの首都東京を代表するランドマークが多く立地しているとともに、学校建築や老舗の料理店といった地域に親しまれている歴史的な建築物も数多く存在します。現在、景観資源を保全するために、国の重要文化財、登録文化財、都選定歴史的建造物、区の景観まちづくり重要物件等に指定されているものもあります。

■ 景観特性図



目標2 江戸ー東京の歴史を伝える水辺と緑の自然を守り、活かす

目標

- 千代田区には、江戸ー東京の歴史を伝える水辺や緑地などの大きな自然から、まちなかでみられる身近な水や緑などの小さな自然が残されています。しかし、都市化の進展に伴って、民有地の緑は建て替えなどにより失われる可能性があります。建物の高層化・高密度化によって水辺や緑地との接点が減少しないように、身近な自然を守り、育て、大きな自然を活かすとともに、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な都市を形成していきます。

大きな自然を活かす

- 起伏ある地形をまちづくりに活かす。
- 地形的特徴がつくる眺望景観を保全・育成する。
- 川や濠などのきれいな水面等を活かし、水辺空間の親水性を高める。
- 歴史的に形成された大規模な緑地を保全し、緑のネットワークの核として活用する。



三宅坂から桜田濠への眺め



神田川

小さな自然を育てる

- まちなかに息づく自然を保全し、活用する。
- 生活の中の身近な緑を育てる。



地域のシンボリックな大樹(神田駿河台)



公開空地内の街路樹(秋葉原)

環境負荷の軽減に配慮した景観形成を行う

- 環境への負荷を低減し、生態系に配慮する持続可能なまちづくりの観点から景観形成を進める。
- ヒートアイランド現象を抑制するために、骨格道路を中心とした「風の道」をつくる。また、個々の建物も環境負荷の軽減に配慮した材料の使用や緑化を進める。

◇基本キーワード

緑の環(わ) / 水に触れる場所 / 敷地の特性 / 広場から広場 / つながる緑 / 見え隠れの庭 / 屋上の庭 / あいだの緑 / 身近な花 / 子供の笑い声

景観特性

(まとまりのある緑)

- 千代田区には、皇居を中心に、豊かでまとまった緑が存在しています。皇居、皇居東御苑、皇居外苑、北の丸公園といった内濠に囲われた緑を核として、日比谷公園、靖国神社など大規模な緑地・オープンスペースが連なっています。

(水と緑の骨格軸)

- 幹線道路や濠、河川、並木道等は、水と緑の骨格軸として重要な要素です。ヒートアイランド現象を解消するための「風の道」としての役割も期待されています。

(眺望景観)

- 自然の地形を巧みに利用してつくられた内濠・外濠の土手やこれらに架かる橋の上、あるいは大規模な公園や広場などでは、視界が開け、見通しの利く眺望地点が残されています。これらの場所は、千代田区ならではの都市の眺めを提供しており、またこの眺めは広く人々に共有されています。その一方で、超高層建築物が増えており、眺望景観に影響を与えています。

■主な緑地



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

目標3 山の手と下町に展開する多様な界隈の個性を活かす

目標

- 都市は同質に発展するのではなく、台地と低地の地形的変化を利用し、近接するまちが相互に関連しながら繁栄を求めて独自の領域を形成するとともに、これらがモザイク状に集まり個性的な地域を形成しています。地域で営まれる生活を基盤とし、多様なまちの個性を継承していきます。

多様なまちの個性を継承する

- まちを特徴づける中心核や中心軸を活かしたまちの個性を継承する。
- 町割のパターンや路地空間を活かしたまちの個性を継承する。
- 同業種、関連業種の集積する界隈の共通要素を活かし、まちのイメージを高める。



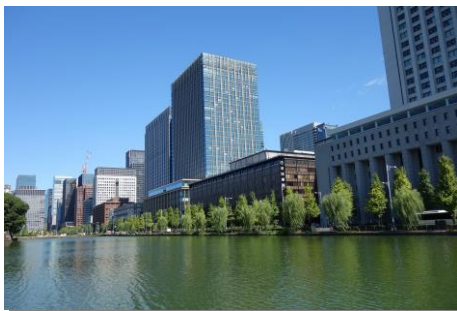
路地裏に並ぶ喫茶店(神保町)



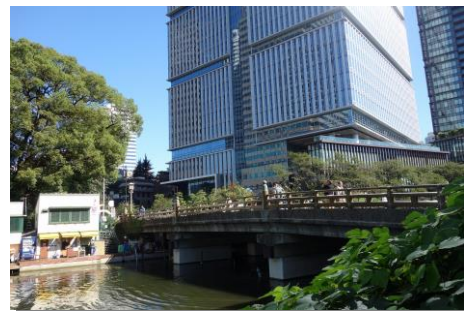
共通のデザインをもった老舗料理店の看板
(神田須田町)

周辺環境との調和を図る

- 隣接する街路との関連を活かし、連続する街並みとの調和を図る。
- 橋や交差点とのとりあわせを活かし、個性ある街角を創出する。
- 水辺や公園とのとりあわせを活かし、魅力ある環境を創出する。



日比谷濠沿いの整然とした街並み



弁慶橋

◇基本キーワード

モザイク状の町／プロムナード／あいだにある住宅／世帯の混合／間口の分節／活きた路地／目立たない設備／見えない駐車場／建物を活かす広告物／表と奥の表情

景観特性

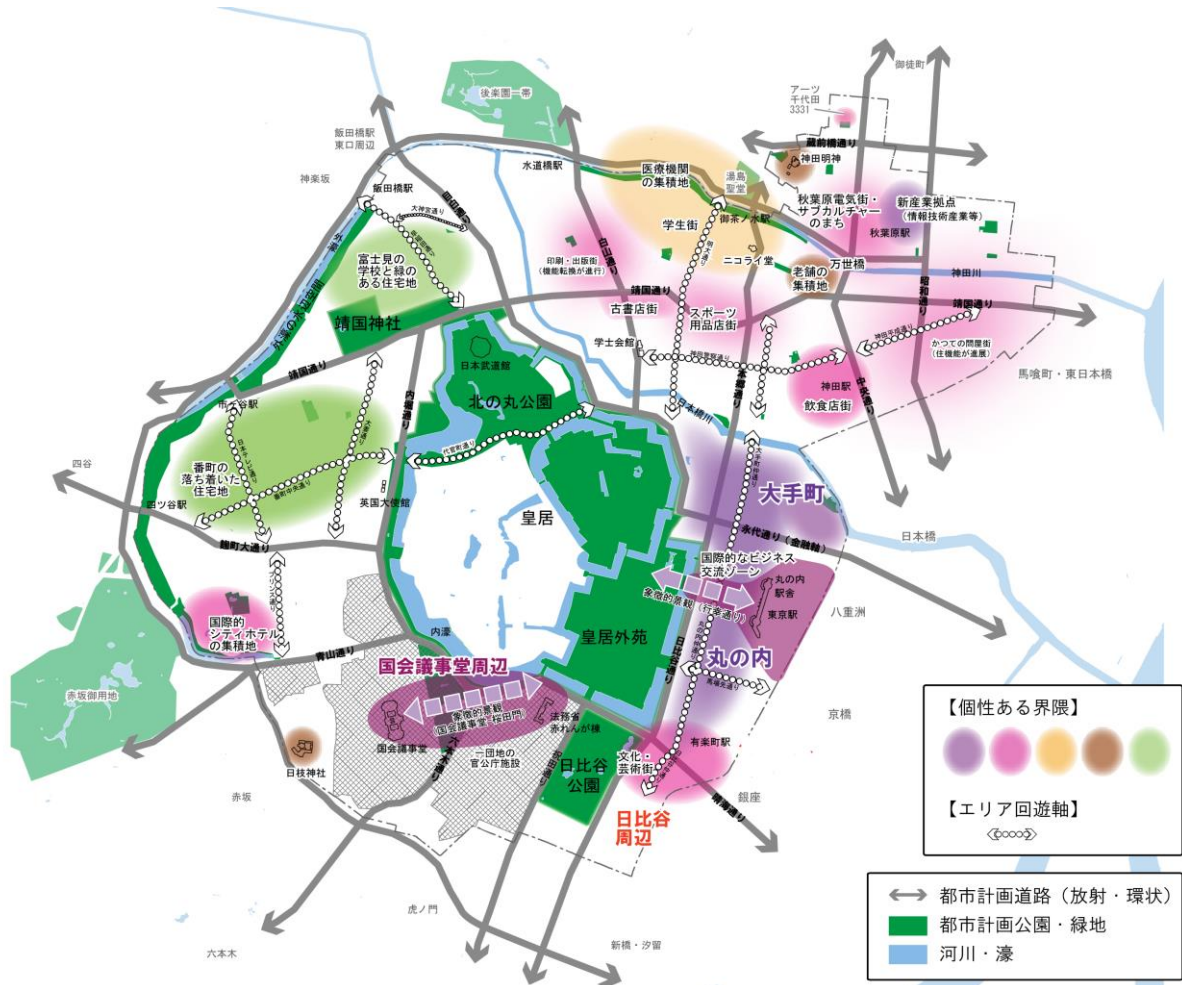
(特徴的な界限)

- 千代田区は、地形や歴史的な土地利用を下絵として、骨格軸や結節点等によって区切られる多様な界限を形成しています。界限では、モザイク状に個性的なまちが構成され、地域や界限を象徴する景観が見られます。各界限においては、そこに住み、生活する人々が、一緒に暮らす上で培われてきた作法を洗練化させ、個性ある界限の景観を形成しています。
- 大手町や丸の内の商業・業務地や霞が関の官庁街は広幅員の街路が特徴であり、神田は広幅員の街路と狭い幅員の路地が入り混じったグリッドパターン（格子状）が特徴となっています。

(地域に残る景観資源)

- 各界限には、麹町・番町の住宅地に残る大径木や神田周辺に多く点在する稲荷などの地域の人の心のより所となる景観資源が数多く残っています。

■ 界限特性図



目標4 都心に生きる人々に活気とやさしさを与える

目標

- 人々が住み、多くの人々が集い、多彩な活動を繰り広げる場として、都心の活力を表現し、人にやさしいまちを形成することで、豊かなコミュニティとその繁栄を実感できるまちづくりを進めます。

都心の活力を表現する

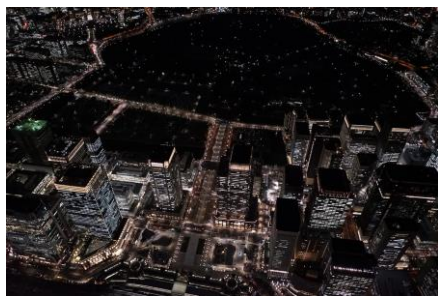
- 人々がふれあい、集う場を確保し、創出する。
- 人のにぎわいを維持・創出し、滞留性や回遊性が高い、連続した街並みを形成する。
- 土地利用の特性に応じた照明により、都市全体に連続性のある多様な夜間景観を創出する。
- 周辺環境との調和及び環境に配慮した照明により、エネルギー使用量の削減を図るとともに、光の質を向上させる。



車道上に設置されたベンチ等(丸の内仲通り)



神田祭



丸の内の夜景



神田川周辺

人にやさしいまちをつくる

- 安全で快適に歩ける街路づくりを進める。
- 親切でわかりやすいサイン（案内表示）づくりを進める。



地下鉄のエレベーター(霞が関)



地域の案内板(紀尾井町) ビルの案内板(内幸町)



道路案内表示のデジタルサイネージ(秋葉原)

◇基本キーワード

向こう三軒両隣／歩行路のネットワーク／交流の場所／人の気配／陽のあたる場所／小さな人だまり／座れる場所／お年寄り／夜のにぎわい／祭りの場

景観特性

（祭りの場としての道路）

- 道路空間は、季節によって神田祭や山王祭等の祭りの場となり、千代田区の景観を特徴づけています。

（教育・文化・医療等の公益施設）

- 区内には、大学や専門学校等の学校が多く立地するとともに、日本武道館や東京国際フォーラム、日比谷公会堂、国立劇場などの文化施設、さらに病院や福祉施設等、多くの公益施設があります。

（駅の出入口）

- 区内には約 30 もの地下鉄駅が存在し、多くの人々が乗り降りする場所となっており、地下鉄の出入口と一体の交差点等は重要な結節点となっています。

（風物イベント）

- 千代田区に暮らす人々や訪れる人々によって、季節ごとに営まれる祭りやイベントは、千代田区の景観に彩りを与える重要な要素です。

春：さくらまつり、春の例大祭(靖国神社)、神田祭(神田明神)

夏：山王祭(日枝神社)、みたままつり（靖国神社）、納涼の夕べ(千鳥ヶ淵)、朝顔展(日比谷公園)

秋：秋の例大祭(靖国神社)、神田古本まつり(神保町)、七五三(各神社)

冬：初詣(各神社)、新年一般参賀(皇居)

その他：信任状捧呈式の馬車列、皇居周辺のジョギング

（夜間景観）

- 皇居周辺の風格、内濠や外濠などの水辺と緑が一体となる空間、秋葉原や神田駅周辺のにぎわいや活気など多様な夜の表情が魅力となっています。さらに、大規模開発により、新たな夜景スポットも生まれています。

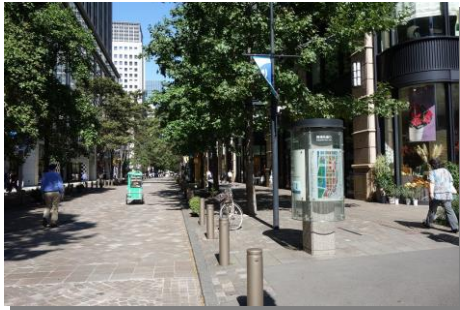
目標5 首都として風格ある都心の美しさを創出する

目標

- 千代田区は、多様な人々が暮らし、活動するなかで、まちの風格を備えてきました。そのため首都を構成する通りや建物、生活の基盤となる場所、領域をつなぐ場所、都市を彩る色彩、夜景や人々のにぎわいなど、これらを織り合わせて風格ある都心景観を創出します。

まちの美しさを創出する

- 首都にふさわしい公共空間の美化に努める。
- 都心の美しさを表現するため建築物の形態及び意匠に配慮する。
- 都心の景観に陽光の彩りを添える。



街路と調和したストリートファニチャー・案内標示
(丸の内仲通り)



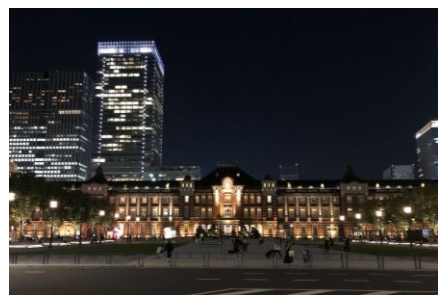
落ち着いた色彩にしたコンビニの看板(麹町)

国際都心にふさわしい魅力ある夜景を演出する

- 歴史的建造物、橋、樹木等の特徴を活かした効果的な照明を行い、まちの個性を際立たせる。
- 公園、広場等を演出する照明を行い、夜間における魅力ある環境を創出する。
- 沿道の建築物のショーウィンドウや店の照明を活かし、連続的なまちの明るさを確保する。



間接照明でやわらかな表情を演出(日生劇場)



東京駅丸の内駅舎のライトアップ

◇基本キーワード

都市の門／通りの性格／中心となる広場／目標となる建造物／高さの分節／建物の縁（ふち）／門・玄関／柱の雰囲気／ふさわしい色彩／『都』の魅力

景観特性

（東京美観地区の歴史）

- 1933（昭和 8）年、皇居を中心とするエリアに日本で初めて美観地区が都市計画決定されました。環境の風致を維持し、街衢（がいく※）の体裁を整えるべき景観形成の地区として指定され、高さや色彩等が制限されました。
- 1950（昭和 25）年の建築基準法の制定に伴い、美観地区内の規制を行うためには新たに建築条例を定めなければならなくなりましたが、建築条例は制定されませんでした。昭和 40 年に東京海上火災ビルの建替計画を発端とする美観論争が起きた際に、1966（昭和 41）年 9 月に東京都が「美観地区建築条例案」を検討しましたが、実現しませんでした。
- 建築条例は制定されませんでした。1949（昭和 24）年「屋外広告物法に基づく東京都屋外広告物条例」において、美観地区は広告物の表示・掲出を禁止する区域として定められ、この規制は現在も一部区域を除き、行われています。
- 2002（平成 14）年、千代田区景観まちづくり条例に基づく「美観地区ガイドプラン」が策定されました。この対象区域は、東京美観地区の趣旨を解釈し、拡張して指定されており、本計画の「美観地域」の対象区域として継承されています。
- 2005（平成 17）年の景観法全面施行に伴い、美観地区制度は景観地区制度に移行し、建築条例を定めていなかった東京美観地区は都市計画決定としては解除されました。

■美観地区区域・高さ制限図

昭和 9 年 4 月、警視庁により告示された「美観地区区域・高さ制限」図。これは市街地建築物法の施行規則による高さ指定であったため、戦後の建築基準法による美観地区にはつながらなかった。

※街衢（がいく）：現在の「街区」ではなく、「町」、「ちまた」を意味し、むしろ現在の「街並み」の概念に相当する。

